

第32号議案

中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月30日提出

中間市長 福田 浩

中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例

中間市印鑑登録条例（昭和52年中間市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「（登録）」に改め、同条第1項中「申請者」を「登録申請者」に改める。

第11条の見出しを「（登録の抹消）」に改める。

第13条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「交付の申請をした者」を「申請者」に改める。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）

第14条 前条の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であつて、利用者自らが操作することにより印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。以下この項において同じ。）を利用して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。この場合において、申請者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項の利用者証明用電子証明書をいう。次項において同じ。）を多機能端末機により送信し、申請者が登録者本人であることを証明しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、利用者証明用電子証明書を検証し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年11月14日から施行する。

（中間市手数料条例の一部改正）

2 中間市手数料条例（平成12年中間市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表1（3）印鑑の表中「第13条第2項」の次に「又は第14条第2項」を加える。

中間市印鑑登録条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(登録)</u></p> <p>第6条 市長は、第4条の規定による確認が終わったときは、直ちに当該登録申請者に係る印鑑登録原票（以下「印鑑票」という。）を作成し、印影その他の規則に定める事項を登録するとともに、登録番号を記載した印鑑登録証（以下「登録証」という。）を交付する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(登録の抹消)</u></p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があったときは、登録証及び交付申請書を印鑑票と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</u></p> <p>第14条 前条の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、利用者自らが操作することにより印鑑登録証明書を発行する機能を有するも</p>	<p><u>(印鑑の登録)</u></p> <p>第6条 市長は、第4条の規定による確認が終わったときは、直ちに当該申請者に係る印鑑登録原票（以下「印鑑票」という。）を作成し、印影その他の規則に定める事項を登録するとともに、登録番号を記載した印鑑登録証（以下「登録証」という。）を交付する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(印鑑登録の抹消)</u></p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、登録証及び交付申請書を印鑑票と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該<u>交付の申請をした者</u>に印鑑登録証明書を交付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

のをいう。以下この項において同じ。）を利用して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。この場合において、申請者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項の利用者証明用電子証明書をいう。次項において同じ。）を多機能端末機により送信し、申請者が登録者本人であることを証明しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、利用者証明用電子証明書を検証し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。

（閲覧の禁止）

第15条 （略）

（質問調査）

第16条 （略）

（規則への委任）

第17条 （略）

（閲覧の禁止）

第14条 （略）

（質問調査）

第15条 （略）

（規則への委任）

第16条 （略）